

(案)  
パソコン賃貸借契約書 (R6-2)

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県中部土木事務所長 上原 智泰 (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、下記の条項によりパソコンの賃貸借について契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が第2条に掲げる物件 (以下「パソコン」という。) を甲の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、パソコンが常時正常な状態で稼働しえるように保守を行うことを目的とする。

(対象物件及び設置場所)

第2条 この契約の対象物件及び設置場所は次のとおりとする。

物 件 : ノートパソコン5台、デスクトップパソコン3台 (別紙内訳明細書のとおり)  
設置場所 : 沖縄県中部土木事務所内 (うちノートパソコン1台は、幸地インター建設現場事務所に設置する。)

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和10年7月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 乙の契約保証金は、沖縄県財務規則第101条によるものとする (ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は免除とする)。

(賃貸借料金)

第5条 賃貸借料 (保守料金含む) は、総額 \_\_\_\_\_ 円 (月額 \_\_\_\_\_ 円×48ヶ月) とする (うち取引に係る消費税額は、総額 \_\_\_\_\_ 円 (月額 \_\_\_\_\_ 円) とする。)。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方税」は消費税法第28条1項及び第29条の規定並びに地方税法72条及び82条及び83の規定に基づき算出したもので契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に定める賃貸借契約総額の年度別内訳を以下のとおりとする。

令和6年度	年額	円	(月額	円×8ヶ月)
令和7年度	年額	円	(月額	円×12ヶ月)
令和8年度	年額	円	(月額	円×12ヶ月)
令和9年度	年額	円	(月額	円×12ヶ月)
令和10年度	年額	円	(月額	円×4ヶ月)

(賃貸借料金の請求)

第6条 乙は、毎月始めに甲に対し、前月分の賃貸借料金を請求するものとする。

(賃貸借料金の支払)

第7条 甲は、乙から前条による請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止法に関する法律に規定する遅延利息の率で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(パソコンの保守)

第8条 乙は、パソコンを甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

- 2 パソコンが故障した場合、甲の請求により、乙は直ちに社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 パソコンの保守点検及び修理の費用は乙の負担とする。
- 4 乙は各社が設定している保守等の条件によりサービス及びサポートを行うこととする。

(パソコンの取替え)

第9条 乙は、前条による保守点検及び修繕を行ってもなお、パソコンを正常な状態において甲に使用させることができないときは、パソコンの取替えを行うものとする。

- 2 取替えに要する費用は、乙の負担とする。

(パソコンの所有権と善管注意義務者)

第10条 パソコンの所有権は乙に属し、甲は善良な管理者の注意義務をもって使用、管理をしなければならない。

(保険)

第11条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は重大な過失によってパソコンに損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は、甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

第13条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去するパソコン内の残存データを消去しなければならない。

(契約の解除)

第14条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長

期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。
- 3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
  - (2) 役員等が、自己自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第15条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（警察への協力）

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第17条 甲は、第14条第4項第又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第4項第又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第18条 この契約に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議をしてこれを定めるものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印のうえ、各自が1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号  
沖縄県中部土木事務所  
所長 上原 智泰 印

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 印

